

「高大接続」改革が大学評価に何をもたらすのか

田代 守

公益財団法人大学基準協会
評価研究部部長

『大学評価研究』第18号のテーマに掲げられた「高大接続」改革とは、2012（平成24）年8月に、当時の平野博文文部科学大臣より中央教育審議会（以下、「中教審」という。）に諮問された「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」⁽¹⁾からはじまる、高校・大学の教育と大学入学の改革を目指そうとする議論において形成された問題意識及びそれに基づく諸施策を意味している。本稿は、「高大接続」改革が実現を目指している諸施策を、大学に大きく関連する内容に絞って紹介するとともに、それによって大学基準協会の大学評価がどのような対応をとるべきなのかを考察したものである。なお、本稿に示される見解は、全て筆者個人の考えに基づくもので、所属する組織を代表するものでないことをあらかじめお断りする。

1 「高大接続」改革が目指すもの

前述の文科大臣諮問に対し、中教審は、2014（平成26）年12月の「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」(以下、「高大接続答申」という。)を答申した。同答申は「高大接続」改革を、わが国の「教育改革における最大の課題」とであると指摘している。確かに、高校と大学をつなぐ「接続」が孕む課題は、わが国の教育が従前から抱える大きな課題の一つであったが、今次の「高大接続」改革は、単にその「接続」部分 一端的に言って大学入学者

選抜だけでなく、高校教育や大学教育の改革も同時に指向しているところに特徴がある。

ここではまず、いわゆる「高大接続」改革が、何を指しているのかを、簡単に振り返りたい。

先述の「高大接続答申」では、高校教育、大学教育を通じて育むべき「確かな学力」を明確化するとともに、それが意味する「十分な知識・技能、十分な思考力・判断力・表現力、及び主体性を持って多様な人々と協働する力」を生徒・学生たちが、それぞれの段階で確実に身に付けられるように、以下の改革に一体的に取り組む必要があると提起している。

「◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身に付けるとともに、自分の夢や目標を持って主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からその構造、目標や内容を見直すとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入する。

◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力を更に発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する（ナンバリン

グの導入等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。

◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入し、各大学の活用を推進する。

◆ 各大学が個別に行う入学者選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を見直す。

◆ さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるよう、大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。」

以上の方向性を踏まえた具体的な改革策については、高大接続答申自身にも、また2015(平成27)年1月の「高大接続改革実行プラン」にも、2016(平成28)年3月の「高大接続システム改革会議「最終報告」」にも示されている。特に「高大接続改革実行プラン」には、法令改正を含めた具体的な施策が、それぞれの達成見込み時期も含めて記載されている。

これらに示される各施策には様々なバリエーションが認められるが、生徒・学生が「確かな学力」(＝知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの)⁽²⁾を身に付けることができるような「教育改革」を目指しているということでは一貫している。

2 「高大接続」改革の進捗状況

「高大接続改革実行プラン」が策定・公開されて4年半ほど経過した2019(令和元)年7月時点で、同プランに示された施策には、予定通り実現できているもの、実現できていないもの、あるいは実現に向けた努力が続けられているものがそれぞれ認められる。「高大接続」改革といえば、「高大接続答申」でいうところの新テスト(「高等学校基礎学力テスト(仮称)その後「高校生のための学びの基礎診断」と改称)、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」その後「大学入学共通テスト」と改称)が注目を浴びているが、ここでは、同プランに示されている具体的改革方策のうち、特に大学基準協会の事業との関連が深い、各大学個別の入学者選抜改革と大学教育改革に関わる施策内容に絞り、それぞれの進捗状況とともに紹介したい。

(1) 各大学の個別選抜の改革に向けた施策

① 3ポリシーの一体的な策定の各大学への義務付け

学校教育法施行規則の改正により各大学に対し3ポリシーの策定を義務付けるとともに、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン⁽³⁾の策定・公表を通じ、各ポリシーの策定及び適正な運用の徹底を図った(2016(平成28)年3月31日)。

② 認証評価の評価項目への入学者選抜の明記

2016(平成28)年3月31日、「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の一部改正により、「三つのポリシーに関すること」「各大学における自律的な改革サイクル(内部質保証)に関すること」が新たに認証評価の評価項目に設定されたものの⁽²⁾④参照のこと)、「入学者選抜」に関わることについては、当原稿執筆にあたっては2019(令和元)年7月時点で評価項目には入っていない。

③ 入試区分(一般入試、推薦入試、AO入試)の変更

2017(平成29)年7月13日の高等教育局長通知で示された「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告(案)」⁽⁴⁾において、同年度の大学入学者選抜実施要項より、現行の「一般入試」「AO入試」「推薦入試」を、それぞれ「一般選抜(仮称)」「総合型選抜(仮称)」「学校推薦型選抜(仮称)」と変更する旨予告した。

④ アドミッション・ポリシーの明確化

2015(平成27)年3月に高等教育局大学振興課大学入試室が「現行の大学のアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)に関する資料」⁽⁵⁾をとりまとめて公表するとともに、2016(平成28)年3月31日に「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン^(前記①を参照)を公表した。

⑤ 新しい「大学入学者選抜実施要項」への対応状況の認証評価での評価

「高大接続改革実行プラン」では、「大学入学者選抜実施要項」見直し後に、新しい要項が示すルールへの対応状況について、認証評価でチェックするよう認証評価機関に要請する旨の記載がある。このことに関連しては前記③の通り、文部科学省は2017(平成29)年7月に、現行の「一般入試」「AO入試」「推薦入試」のあり方を変更するとともに入学者選抜のプロセスの基準を設ける旨を記した「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定している。ただし、当原稿執筆にあたっては2019(令和元)年7月時点で、入試区分変更等を意図した「大学入学者選抜実施要項」の改定は行われておらず、認証評価機関にも要請は行われていない。

⑥ 大学ポートレートにおける入学者選抜情報の公開

大学ポートレート(仮称)準備委員会での議論を経て、大学ポートレートは、私立大学は日本私立学校振興・共済事業団の運営により2014(平成26)年10月から、国・公立大学は大学評価・学位授与機構(現 大学改革支援・学位授与機構)の運営により2015(平成27)年3月から稼働している。

⑦ 以上の取り組みへのインセンティブになるような財政措置

例えば、2016(平成28)年度においては、高大接続改革関連予算に、概算要求ベースで70億円を措置した⁽⁶⁾。

(2) 大学教育の改革に向けた施策

① 3ポリシーの一体的な策定の各大学への義務付け

前述(1)①の通り。

② SD義務化をはじめとする学長補佐体制の充実を図る大学設置基準改正

2016(平成28)年3月31日の改正により、大学設置基準に、「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする(第42条の3)」との条項が加えられた⁽⁷⁾。

③ 大学教育再生加速プログラム選定を通じアクティブ・ラーニング導入等、教育の質的転換を推進

2014(平成26)年度「大学教育再生加速プログラム」において、「アクティブ・ラーニング」や「学修成果の可視化」「入試改革・高大接続」をテーマに設定し、教育再生実行会議の提言に沿った取り組みを進める大学を支援した⁽⁸⁾。

④ 認証評価における学修成果や内部質保証に関する規程の創設

2016(平成28)年3月31日の「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の一部改正により、

「卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること」と「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（「内部質保証」）に関すること」の2点を認証評価基準に加えられた⁽⁹⁾。うち「内部質保証」に関することは、重点項目に設定された。なお、学修成果については、卒業の認定に関する方針に明記するよう、(1)①で触れた「ガイドライン」に規定されている。

⑤ 高校専攻科修了生の大学への編入学

2015（平成27）年6月24日の学校教育法等の一部改正により、2016（平成28）年4月1日から、文部科学大臣の定める基準を満たした高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科を修了した者は、大学へ編入学することができるようになった⁽¹⁰⁾。

⑥ 募集単位大きくくり化の促進

従前にも同様の記載はあったが、大学入学者選抜実施要項に、「各大学は、例えば、学科ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい」と記述することで、いわゆる「一括入試」の推進を促した⁽¹¹⁾。

⑦ 大学入学後の進路変更や学び直しのための環境整備に関わる検討

中教審「個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（答申）（2016（平成28）年5月30日）、同「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（答申）（2018（平成30）年11月26日）などを通じ、学び直しを促進するための施策を提言した。

3 大学評価における「高大接続」改革の取り扱い

以上、「高大接続」改革に関連する施策のうち、各大学個別選抜の改革に向けた施策及び大学教育の改革に

向けた施策に絞ってみてきたが、これらに対し、大学基準協会の大学評価ではどのように対応すべきなのか、考えてみたい。

前述の通り、「高大接続」改革は、2012（平成24）年8月の文部科学大臣諮問からはじまる議論に基づいて行われており、特にその多くが2014（平成26）年12月の「高大接続答申」で示された提言を受けたものである。中には認証評価とも連携した改革の推進を企図したのものもあるが、議論の開始から7年を経た現在、すでに認証評価制度において対応済みのものもある。

例えば、前章(2)④で紹介した「卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること」と「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（「内部質保証」）に関すること」は、認証評価基準に加えられ、すでに各認証評価機関は、第三期機関別認証評価からその新基準による評価を開始している。また、(2)②で紹介したSD義務化に対しても、少なくとも大学基準協会の大学評価では、その実施状況について確認するとともに、状況によっては大学への提言事項としている。

一方、認証評価への働きかけを言明しながら、いまだにそれが実現していないのは、前章(1)②で紹介した「認証評価の評価項目への入学者選抜の明記」と(1)⑤「新しい「大学入学者選抜実施要項」への対応状況の認証評価での評価」である。前者については、認証評価基準を定める細目省令（「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」）に定めずとも、現時点で認証を受けている機関別認証評価機関はすべて、入学者選抜に関わる評価基準を設けているので、実質的な問題はない。後者については、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」通り、「大学入学者選抜実施要項」が見直されて以降の文教政策の動き如何であろう。同実施要項が、各大学の入学者選抜に強い影響力を有しているとはいえ、これが法令的な拘束力を持つものではない以上、その対応状況を認証評価で確認することの合理性があるとは確言できまい。もちろん、それに焦点を当てた認証評価を行うことが制度として求められることになれば、認証評価機関も対応せざるを得ない

が、これについては、2020(令和2)年6月に予定される2021(令和3)年度大学入学選抜実施要項の公表を待ちたい。

それ以外の事項については、高校専攻科修了生の大学への編入学受け入れ((2)⑤)にしても、募集単位の大くり化((2)⑥)にしても、また、大学入学後の進路変更や学び直しのための環境整備((2)⑦)にしても、それぞれにどのように対応するかは、基本的には各大学の裁量に委ねるべきものであり、大学評価において対応状況を評価するものではないだろう。

さらに言えば、「高大接続」改革が究極的に目標とする「十分な知識・技能、十分な思考力・判断力・表現力、及び主体性を持って多様な人々と協働する力」の育成についても、いかにそういった人材養成がわが国において焦眉の急であったとしても、学問の自由が保障され、また大学の自主性・自立性が尊重されるわが国においては、まずは、各大学の理念・目的への適合性こそが、評価に求められる第一のものであろう。とりわけ、大学の自律性を尊重する大学基準協会は、国の人材育成方針に異を唱えるわけでないものの、何よりも各大学独自の理念・目的を大切にすべきである。

以上の通り、「高大接続」改革に対する大学評価の対応は、今(2019(令和元)年7月時点)のところ、特になんとも言える。もしあるとしたら、繰り返しになるが「令和3年度大学入学選抜実施要項」が明らかになる2020(令和2)年6月以降のことになるだろう。

4 今後の大学評価 ―結びにかえて―

以上、「高大接続」改革と関わる大学評価の対応をみてきたが、これに限らず、大学評価は、大学という高度に社会的な存在を対象とする以上、社会状況に対応して常に変化していかなければならない。

例えば、「高大接続」改革に近いところでは、2018(平成30)年夏に明らかになった医科大学不正入試事件に端を発する対応がある。

同年秋に同様の不正が全国10大学の医学部に認められることが明らかになり、事態を重く見た文部科学省は「大学入学選抜の公正確保等に関する有識者会議」を組織し、問題点の解明とその対策を講じること

になった。2019(令和元)年5月に同会議によってとりまとめられた「大学入学選抜の公正確保等に向けた方策について(最終報告)」は、大学入学選抜のプロセス全体を通じた公正確保の必要性を強く訴えとともに、入学選抜に係るガバナンスの適正化を図る手立てとして、認証評価の役割に期待している。

そこでは「大学入学選抜に係るガバナンスの確立とそれについての自己点検・評価は各大学の責任で行われるべきものである」と、入学選抜の適切性を図る第一義的責任が大学自身に求められることを強調しつつも、「認証評価機関による評価においても、各大学において入学選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。第三者の目からも各大学の入学選抜の公正確保に向けた取組状況を確認することで、より社会からの信頼が得られるものと考えられる」と、認証評価による評価が、各大学の自己点検・評価の信頼性を高めるとの考えを示している⁽¹²⁾。

大学基準協会としても、質保証を預かる機関として本件を重く受け止め、最初に不正が発覚した東京医科大学については、大学評価委員会内に調査分科会を設け、同大学にヒアリングを行うなどの調査検討を行った。その結果として、大学基準協会理事会は、2019(平成31)年1月、前年3月に同大学に示した「適合」との大学評価結果を取り消し、改めて「不適合」判定を下すに至った。大学基準協会は、この経緯を記した文書に、「特に、社会と大学の接点である大学入試については、公正性、公平性を確保して実施されるべきものであり、大学は、こうした大学入試がアドミッション・ポリシーに基づいて、適切に実施されているかを定期的に検証し、その検証結果を公表することを通じて、社会に対する説明責任を果たしていくことも求められてい」と示し、学生受け入れに高い公正性、公平性を求める立場を明確にしている⁽¹³⁾。

また、当不正問題に名前があがるとともに本協会の大学評価を受けた7大学についても、東京医科大学同様、調査分科会のもとで調査を進め、その対応について結論を示す予定である。

大学評価は、申請大学より提出された点検・評価報

告書等の資料をもとに評価作業を行うなど、基本的に「性善説」に則った制度設計になっている。そのこともあって、前述のような不正を把握できなかったことを、評価制度の瑕瑾とみる向きもあるかもしれない。しかしながら極めて限定された評価機関の人的・財的基盤に照らすと、申請大学の自己点検・評価に依存する現行の評価システムにも、止むを得ない部分がある。

こうした弊を補うために、大学基準協会は、大学評価の結果が出された後に、「点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった等、大学基準に適合していると判断を維持し得ない重大な事態が生じたとき、(略)適合の判定を取消することができる」という規定を有している⁽¹⁴⁾。先の不正入試事件への対応も、この定めに基づいて採った措置である。

大学基準協会が、結果として評価結果を覆すことに繋がろうとも、社会に明らかになった問題に目を背けることなく、自らの判断で再調査を行い、評価結果の見直しを含めた対応を行ったのは、大学の質を社会に保証する評価機関として妥当な判断だったと言える。

さて、以上のような「事件」を契機とせずとも、1991(平成3)年の大学設置基準大綱化以降、わが国の高等教育度は激しい改変の波にさらされ続けており、認証評価は、そうした制度改変にも適切に対応する必要がある。

例えば、2019(令和元)年5月に学校教育法が改正され、認証評価において「大学評価基準に適合しているか否かの認定を行う」ことが義務付けられたことに伴い、「基準に適合しているか否かの判断を保留する」という扱いができなくなった⁽¹⁵⁾。これを受けて、各認証評価機関はそれぞれ対応を検討し、大学基準協会も関連する規程や判定のための指針の改定を行う予定である。

さらに、学校教育法と同時に改正された私立学校法により、学校法人には、認証評価の結果を踏まえて中期的な計画等を作成することが義務付けられるようになった⁽¹⁵⁾が、これに対しても、大学基準協会は、必

要な対応を行うことが予想される場所である。また、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の改正を受けて制度化される「学部等連携課程」に対しても、「大学基礎データ」等の改定を通じて対応する必要があるだろう。

以上のように、認証評価機関は、その時々々の制度改定に柔軟に対応する必要がある。それは本稿が取り上げた「高大接続」改革に限定するものではない。

それと同時に、評価を申請する大学1校1校の独自性を尊重し、それぞれの理念・目的に照らして評価を行うことの重要性についても忘れてはならない。

認証評価は、わが国の高等教育質保証のための制度であり、その意義を尊重することは当然であるが、大学基準協会の大学評価は、認証評価に認証される以前から、大学の質保証・向上を支援してきた営みである。「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」⁽¹⁶⁾という大学基準協会の目的を具現化する事業である以上、大学団体としての矜持をもって、大学の自律性を尊重した改善・向上の支援に努めなければならない。

「大学が自らの責任で教育活動等の質保証を第一義的に担っていく必要がある」⁽¹⁷⁾と内部質保証を重視するからこそ、大学基準協会には、大学の個性を大切にしたい評価が求められよう。

【註】

- (1) 「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について(諮問)」(平成24年8月28日)(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325060.htm)
- (2) 文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会「確かな学力」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/korekara.htm)
- (3) 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28年3月31日)(<http://>

- www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2016/04/01/1369248_01_1.pdf
- (4) 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」(平成29年7月13日) (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000161636>)
- (5) 文部科学省高等教育局 大学振興課大学入試室「現行の大学のアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)に関する資料」(平成27年3月) (http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/04/06/1356363_01.pdf)
- (6) 平成28年度文部科学省概算要求(高等教育局主要事項) (http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2015/08/27/1361291_1.pdf)
- (7) 文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について」(平成28年3月31日) (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1369942.htm)
- (8) 「平成26年度「大学教育再生加速プログラム」公募要領」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2014/04/08/1346355_1.pdf)
- (9) 文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について」(平成28年3月31日) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/038/siryu/_icsFiles/afiedfile/2016/04/25/1369683_03.pdf)
- (10) 文部科学省「高等学校等の専攻科の課程を修了した者の大学への編入学」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1370599.htm)
- (11) 文部科学省高等教育局長通知「平成30年度大学入学者選抜実施要項について」(平成29年6月1日) (http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/06/05/1282953_03_1_1.pdf)
- (12) 大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について(最終報告)」(令和元年5月31日) (http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/05/31/1417495_001.pdf)
- (13) 公益財団法人大学基準協会「東京医科大学に対する2017(平成29)年度大学評価結果(判定)の変更について」(平成31年1月31日) (https://www.juaa.or.jp/updata/news/596/20190326_615385.pdf)
- (14) 「公益財団法人大学基準協会 大学評価に関する規程」第24条 (https://www.juaa.or.jp/common/docs/outline/rule_07.pdf)
- (15) 文部科学省「学校教育法等の一部を改正する法律案」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1413437.htm)
- (16) 「公益財団法人大学基準協会定款」第3条 (<https://www.juaa.or.jp/outline/information/article/>)
- (17) 「大学評価ハンドブック」(2019(平成31)年改訂)(平成31年4月)3頁 (https://www.juaa.or.jp/common/docs/accreditation/handbook/university/2019/handbook_all.pdf)

【参考文献】

- 1：中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」(答申)(平成26年12月22日) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2015/01/14/1354191.pdf)
- 2：文部科学省「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo12/sonota/_icsFiles/afiedfile/2015/01/23/1354545.pdf)

3：高大接続システム改革会議「高大接続システム改革会議「最終報告」」(平成28年3月31日)(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/06/02/1369232_01_2.pdf)

4：中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」(答申)(平成28年5月30日)(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/10/24/1371833_1_1_1.pdf)、

5：中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグラ

ンドデザイン」(答申)(平成30年11月26日)(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2018/12/20/1411360_1_1_1.pdf)

6：公益財団法人大学基準協会「大学評価ハンドブック」(2019(平成31)年改訂)(平成31年4月)(https://www.juaa.or.jp/common/docs/accreditation/handbook/university/2019/handbook_all.pdf)

※ 上記URLは、全て2019(令和元)年7月31日時点の情報による。